

島根県後期高齢者医療広域連合告示第7号

島根県後期高齢者医療広域連合健康診査事業実施要綱を次のように定める。

平成20年3月27日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松浦正敬



島根県後期高齢者医療広域連合健康診査事業実施要綱

平成 20 年 3 月 27 日

告示第 7 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年島根県後期高齢者医療広域連合条例第 31 号）第 3 条第 1 号に定める健康診査（以下「健診」という。）の実施について、島根県後期高齢者医療広域連合保健事業計画の趣旨に則り、必要な事項を定めるものとする。

(健診)

第 2 条 健診の対象者は、島根県後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、次に掲げる者は、原則として対象者から除く。

- (1) 病院・施設等に入院・入所している者
- (2) 生活習慣病により既に受診している者

2 健診の内容は次のとおりとする。

- (1) 受診対象者の選定
- (2) 受診対象者への健診案内
- (3) 健診項目

項目	内 容
1. 問診	服薬歴、既往歴、生活習慣に関する項目、自覚症状等
2. 身体計測	身長、体重、BMI
3. 理学的検査	身体診察
4. 血圧測定	
5. 脂質検査	中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール
6. 血糖検査	血糖、HbA1c（いずれか一方、又は両方）
7. 肝機能検査	GOT、GPT、 γ -GTP
8. 尿検査	尿糖、尿蛋白

- (4) 健診データの作成
- (5) 受診者への健診結果通知

(6) 健診データの管理

(市町村への委託)

第3条 前条第2項第1号から第5号に規定する項目については、被保険者の居住する市町村に委託する。

2 前項により委託を受けた市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第28条の規定に基づく特定健康診査等の実施を委託できる機関に、健診を委託することができる。

3 第1項に規定する市町村への委託に係る経費は、次の各号により積算する。

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 受診案内（個別通知） | 1 件当たり |
| (2) 個別健診 | 1 件当たり |
| (3) 集団検診 | 1 件当たり |
| (4) 健診データ作成 | 1 件当たり |
| (5) 健診結果通知 | 1 件当たり |
| (6) 費用支払手数料 | 1 件当たり |

4 前項各号に規定する1件当たりの単価については、別表1に記載の単価を上限として別途市町村と協議のうえ決定する。

5 健診を介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく生活機能評価と同時実施した場合には、介護保険が負担する費用については、別表2に規定する金額を前項の積算額から控除する。

(データ管理)

第4条 第2条第2項第6号に規定する健診データの管理及びそれに付帯する業務については、島根県国民健康保険団体連合会に委託する。

(自己負担)

第5条 健診の自己負担については、一律無料とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

要綱第3条第4項 委託料単価上限額

項目	健診区分			
	個別 (県医師会 統一単価)	集団 (環境保健 公社)	集団 (厚生連)	集団 (海士診療 所)
1. 受診案内	105 円	105 円	105 円	105 円
2. 個別健診	7,948 円	—	—	—
3. 集団検診	—	5,985 円	5,669 円	7,670 円
4. 健診データ 作成	315 円	0 円	0 円	0 円
5. 健診結果通 知	105 円	105 円	105 円	0 円
6. 費用支払手 数料	142 円	142 円	142 円	142 円

別表2 (第3条関係)

要綱第3条第5項 生活機能評価と同時実施した場合の控除額

項目	健診区分			
	個別 (県医師会 統一単価)	集団 (環境保健 公社)	集団 (厚生連)	集団 (海士診療 所)
生活機能チェ ックからの同 時実施	2,835 円	—	—	—
生活機能検査 からの同時実 施	2,961 円	2,467 円	2,404 円	2,630 円